

船橋市犯罪のないまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりを推進するために基本理念を定め、併せて市、市民、自治会等(町会、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。以下同じ。)及び事業者(以下これらを「市等」という。)の役割を明確にし、防犯に対する意識の向上を図り、市等が一体となって犯罪の防止に取り組むことにより、安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のないまちづくり」とは、市が主体となった犯罪の機会を減少させるための環境整備並びに市民、自治会等及び事業者(以下「市民等」という。)が行う自主的な防犯活動をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のないまちづくりは、市等がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら行うものとする。

2 犯罪のないまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという意識を持ち、もって共助の精神に支えられた良好な地域社会を形成することを旨として行うものとする。

3 犯罪のないまちづくりは、基本的人権を侵害しないよう配慮されるべきことを旨として行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪のないまちづくりを推進するために防犯意識の高揚のための啓発活動、犯罪情報等の提供及び市民の安全を確保するための環境整備等必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民等の意見を積極的に反映させるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における犯罪のないまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪のないまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域防犯のための自主パトロール組織の結成及び活動の促進その他の地域における防犯活動(以下「地域防犯活動」という。)の強化に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する犯罪のないまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、犯罪防止のために必要な措置を講じ、犯罪のないまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪のないまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域防犯活動への支援)

第8条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、地域防犯活動を行うものに対し、財政的な支援をすることができる。

(情報の共有化及び啓発活動の推進)

第9条 市は、犯罪のないまちづくりに関し、市民等と必要な情報の共有化を図るため、犯罪情報等の提供を推進するものとする。

2 市は、防犯に関する知識の普及その他の啓発活動を推進するものとする。

(子どもに対する防犯対策の推進等)

第10条 市は、子ども(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)を犯罪から守るために防犯対策の推進を図るものとする。

2 小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校又は幼稚園、保育所若しくは認定こども園を設置し、又は管理する者、子どもの保護者及び市民等は、相互に連携し、子どもを犯罪から守るために必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(防犯ネットワークの構築等)

第11条 市は、犯罪のないまちづくりを推進するため、広く防犯のためのネットワークの構築及び整備を行うものとする。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。